

## フィットネスクラブレフコ 会則

### 第1条 (定義)

本会則によって定める条項は「フィットネスクラブレフコ」(以下「本クラブ」という)に適用されるものとします。

### 第2条 (運営管理会社)

本クラブは株式会社ヒカリ(以下「当社」という)が、その運営・管理を行います。

### 第3条 (目的)

本クラブは本会則に則り、本クラブ会員がスポーツ・フィットネスを通じて心身の健康維持・増進をはかると共に、会員相互の親睦をはかるとを目的とします。

### 第4条 (会員制度)

1. 本クラブは会員制とします。
2. 本クラブに入会しようとする方または法人は、本会則を承認し本会則に基づき諸契約を当社と締結し、所定の入会金および会費等を当社に納入することにより入会資格を取得するものとします。
3. 本クラブの会員種類、施設利用範囲、利用条件および特典等は別に定めるものとします。ただし、当社の必要に応じて新規に会員の種類を設定または廃止することがあります。
4. 本クラブは会員に対し会員証を交付し、会員はクラブ利用に際し常に会員証を提示するものとします。

### 第5条 (入会資格)

1. 本クラブの入会資格は以下の各号に定める通りとします。
  - (1) 本クラブの趣旨に賛同し、本会則および諸規則を遵守できる方。
  - (2) 満15歳以上で、未成年者の場合には親権者の同意がある方。
  - (3) 伝染病、皮膚病等、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方。
  - (4) 本クラブ所定の健康状態申告書を提出した方で、医師から運動または入浴を禁止されていない方。(場合により医師の健康診断書の提出を求めていることがあります。)
  - (5) 刺青等(タトゥーシール、刺青と判別がつかないペインティングを含む)がない方。
  - (6) 暴力団構成員、同関係者でない方。
  - (7) 妊娠中でない方。
  - (8) 自己管理のもと、施設を一人で利用できる方。
  - (9) 過去に当社または他社が運営するスポーツクラブその他同様のサービスにおいて、除名またはこれに類する処分を受けたことがない方。
  - (10) 当社が審査を行い適当と認めた方。
2. セクシュアルマイノリティの方については、当社が定める基準に従い個別に検討した上で、本施設の利用を認めることがあります。

### 第6条 (未成年者の取り扱い)

1. 未成年者が入会する場合は、親権者の同意を必要とします。この場合、親権者は本会則および当社が別に定める諸規則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
2. 未成年者の利用時間については、地域条例に従うものとします。

### 第7条 (譲渡及び名義変更)

本クラブの会員資格の譲渡および名義変更はできないこととします。

### 第8条 (入会金)

1. 会員は、当社が別に定める入会金を支払うものとします。ただし、入会金の金額はキャンペーン等により変動することがあります。
  2. 入会金は退会時まで有効です。
  3. 一旦納入された入会金は、第20条に定める場合以外は理由の如何にかかわらず返還しないこととします。
- ### 第9条 (会費)
1. 会員は当社が別に定める会費を施設利用の有無にかかわらず、所定の期日までに所定の方法により支払うものとします。
  2. 一旦納入された会費は、第20条に定める場合以外は理由の如何にかかわらず返還しないこととします。

### 第10条 (会費等の変更)

1. 当社は、入会金・会費・利用料等が本クラブ運営上必要と判断した場合、または社会・経済情勢等の変動により不相当なものになった場合、変更することができるとします。
2. 前項の改訂を行う場合、本クラブの会員に対し、当該改訂の1か月前までに告知するものとします。また、入会金については新たに入会する会員の方から適用します。

### 第11条 (休会)

本クラブは、休会を認めないこととします。

### 第12条 (ビジター及び会員以外の施設利用)

1. 会員は、会員以外の方をビジターとして同伴することにより、本クラブの施設を利用させることができます。また当社は特に必要と認めた場合、会員以外の方に本クラブを利用させることができるものとします。
2. ビジターおよび会員以外の方についても、本会則は適用されるものとします。
3. ビジターおよび会員以外の方は当社が定める諸費用、料金等を支払うものとします。
4. 当社は、必要と認めた場合ビジターおよび会員以外の方の入場を制限できるものとします。
5. ビジターの利用に関しては同伴の会員に準じ、同伴してきた会員はビジターの行為について連帯責任を負うものとします。

### 第13条 (利用制限)

1. 次の各号に該当する方は本クラブの施設を利用することができないこととします。
  - (1) 酒気を帯びている方。
  - (2) 刃物等危険物を持っている方。
  - (3) 伝染病、皮膚病等、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。
  - (4) 暴力団構成員、同関係者。
  - (5) 刺青(タトゥーシール、刺青と判別がつかないペインティングを含む)がある方。
  - (6) 健康状態を害しており、運動することが好ましくないかと判断される方。
  - (7) 他の利用者に迷惑をかけた方、またはかけると判断される方。
  - (8) 従業員の指示に従わない方。
  - (9) 当社が定める諸規則、注意事項に反した方。
  - (10) 妊娠している方。
  - (11) その他、当社がクラブ運営上好ましくないと判断した方。
2. 会員は前項各号に該当し、または該当する可能性が生じた場合、直ちに当社に届け出るものとします。
3. 前項の届出を怠ったため会員が事故を起こし、あるいは損害を被った場合には当社はその責任を負わないものとします。

### 第14条 (臨時休業)

- 本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。なお、本クラブの全部または一部を休業とする場合、当社の判断により会費の返還、その他の対応を行うことがあります。
- (1) 気象、災害、警報、注意報等により安全に営業を行うことができないと当社が判断したとき。
  - (2) 行政指導、法令等重大な事由により、やむを得ないと判断したとき。
  - (3) 館内点検、補修、改修その他の工事により営業が不可能と当社が判断したとき。

### 第15条 (免責)

1. 会員が本クラブの施設(駐車場、駐輪場を含む)利用中、会員の責に帰すべき事由により会員及び第三者が受けた損害に対し、当社はその損害賠償責任を負わないものとします。
2. 本クラブの施設(駐車場、駐輪場を含む)で発生した盗難、負傷その他の事故・自然災害による被害については、それが当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。
3. 本クラブの施設内(駐車場、駐輪場を含む)で発生した盗難、負傷、その他の事故・自然災害による被害については、それが当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。
4. 会員間が生じたトラブルについては、当事者間にて解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第16条 (紛失物・忘れ物・放置物)

1. 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、当社は一切損害賠償・補償等の責任を負わないものとします。
2. 本クラブ内での忘れ物・放置物の保管期間は1か月までとし、会員はその後それを処分されても当社の責任を問わないものとします。

### 第17条 (損害賠償責任)

1. 会員が本クラブの施設を利用中、自己の責に帰すべき事由により当社または第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うものとします。
2. 会員は自ら同伴したビジターが本クラブの施設を利用中、自己の責に帰すべき事由により当社または第三者に損害を与えた場合、連帯して賠償責任を負うものとします。

### 第18条 (退会)

1. 会員が本クラブを退会しようとするときは、別に定める期日までに直接本人が本クラブに所定の退会届を提出するものとします。
2. 会員が当社が定める期日を過ぎて退会を申し出た場合は、翌月末日での退会となるものとし、これにつき会員は異議を申し立てないものとします。
3. 電話・メール・郵送・第三者による届出等による申し出は受けられません。但し、会員本人からの委任状を持参された場合は代理人の方が本人に代わって退会手続きを行うことができます。また、未成年者の場合は、その親権者が本人に代わって退会手続きを行うことができます。
4. 会員は最終在籍月までの会費を支払うものとし、翌月以降の会費は免除されるものとします。なお、会費の未納がある場合は、退会届の提出までに完納しなければなりません。

### 第19条 (閉鎖)

当社は次の場合本クラブを閉鎖し、すべての会員との契約を解除することができるが、その際これに対し、会員は何らの請求も異議申立もできないものとします。

- (1) 法令の制定・改廃または行政指導により、本クラブの営業が不可能または著しく困難になったとき。
- (2) 天災・地震により本クラブの営業が不可能または著しく困難になったとき。
- (3) 著しい社会・経済情勢の変動、その他やむを得ない事由により本クラブの営業が不可能または著しく困難になったとき。

### 第20条 (会社の契約解除)

1. 第19条により本クラブを閉鎖するときは、当社は書面にて会員に契約解除を通知するものとし、その契約解除にあたっては、会員資格期限未了の会員に対して、下記区分に従って解約金を支払うものとします。
  - (1) 入会から3か月未満の場合は、入会時入会金の80

2. 当社は、既に納された会費のうち未経過月分の会費がある場合には、別途定める算出書式に基づき、これを返還するものとします。
3. 会費の返還は無利息とします。

### 第21条 (除名)

- 会員が次の各号の一つに該当する場合、当社は会員を除名することができるものとします。
- (1) 本会則、その他当社が定める諸規則に違反したとき。
  - (2) 入会時の提出書類に虚偽の申告をしたとき。
  - (3) 本クラブの名譽を傷つけたとき。
  - (4) 本クラブの秩序を乱したとき。
  - (5) 本クラブの施設、設備等を故意に破損したとき。
  - (6) 会費の支払いを3か月以上滞納し本クラブからの期限を定めた催告にも応じないとき(除名以前の諸費用はすべて納入していただきます)。
  - (7) 本会則第5条の入会資格を故意に偽り、本クラブの誤認による入会が判明したとき。
  - (8) 本会則第23条の禁止事項に該当する行為を行ったとき。
  - (9) その他当社が除名を相当と認めたとき。

### 第22条 (会員資格の喪失)

1. 会員は次の各号の一つに該当した場合、その資格を喪失し、翌月以降の会費は免除されるものとします。
  - (1) 退会
  - (2) 本クラブの施設の最後の利用から2年間利用がなかったとき。
  - (3) 死亡
  - (4) 法人の解散、または法人が破産等の申し立てを行ったとき。
  - (5) 当社が本クラブを閉鎖したとき。
2. 会員は前項各号により資格を喪失したとき、会員証の効力は失われるものとします。

### 第23条 (禁止事項)

- 会員は本クラブ内において次の各号に該当する行為をしてはイケないものとします。
- (1) 許可のない他の利用者への有償指導行為。
  - (2) 許可のない営業活動、勧誘活動、金銭の貸借、取材活動、ビラ等の配布、張り紙の掲示等の行為。
  - (3) 宗教活動、政治活動、署名活動その他これに準ずる行為。
  - (4) 他人や従業員の身体を押し、拘束する、殴打する、蹴る等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発する、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかるうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
  - (5) 他人や従業員、本クラブ、会社に対する誹謗・中傷行為。盗難、盗撮、痴漢、覗き、露出等法令または公序良俗に反する行為。施設、器具、その他の備品への落書き・造作行為・長時間の独占・持出し行為。
  - (6) 動物・危険物の持ち込み行為。
  - (7) 本クラブの運営について、当社による回答があった後も同じ意見、要望等を繰り返して、本クラブ従業員に対して長時間または多頻度の面談、電話、連絡等を要求し従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。
  - (8) 他人や従業員を待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。
  - (9) 他人の迷惑となる行為や施設利用を妨げる行為。
  - (10) 館内の秩序をみだす行為。
  - (11) 館内での飲酒・喫煙(電子たばこ、無煙たばこを含む)または飲酒をしてから施設を利用する行為。
  - (12) 所定の場所以外での排泄行為。
  - (13) 許可なくインターネットその他の媒体を使って本クラブの情報公開する行為。
  - (14) その他法令に反する行為。

### 第24条 (変更届)

1. 会員は氏名・住所・連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに本クラブに変更届を提出するものとします。
2. 当社から会員に対して行う連絡等は届出住所宛に通知致します。

### 第25条 (諸規則の遵守)

1. 会員、ビジターおよび会社は、本会則その他の諸規則を遵守するものとします。
2. 本クラブ利用に際しては、本クラブの従業員の指示に従うこととします。

### 第26条 (細則等)

本会則に定めない事項並びに運営上必要な事項については、別の諸規則に定めます。

### 第27条 (改訂)

本会則の改定は当社が行い、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

### 第28条 (告知)

当社から会員に対する告知は、本クラブ内の所定の場所に掲示する方法により行います。但し、これに換えて随時、郵便、本クラブ内での配布物の配布、口頭でのお声掛けなど当社がその都度判断する手段により、告知および連絡を行うものとし、また、本クラブ内におけるキャンペーンその他の告知内容を会員が認識できなかったことについて、当社は何らの責任も負わないものとします。

### 第29条 (発効)

本会則は平成31年2月1日より発効します。